

持続可能な権利擁護 支援モデル事業のとりくみ

高知県黒潮町健康福祉課

令和5年6月

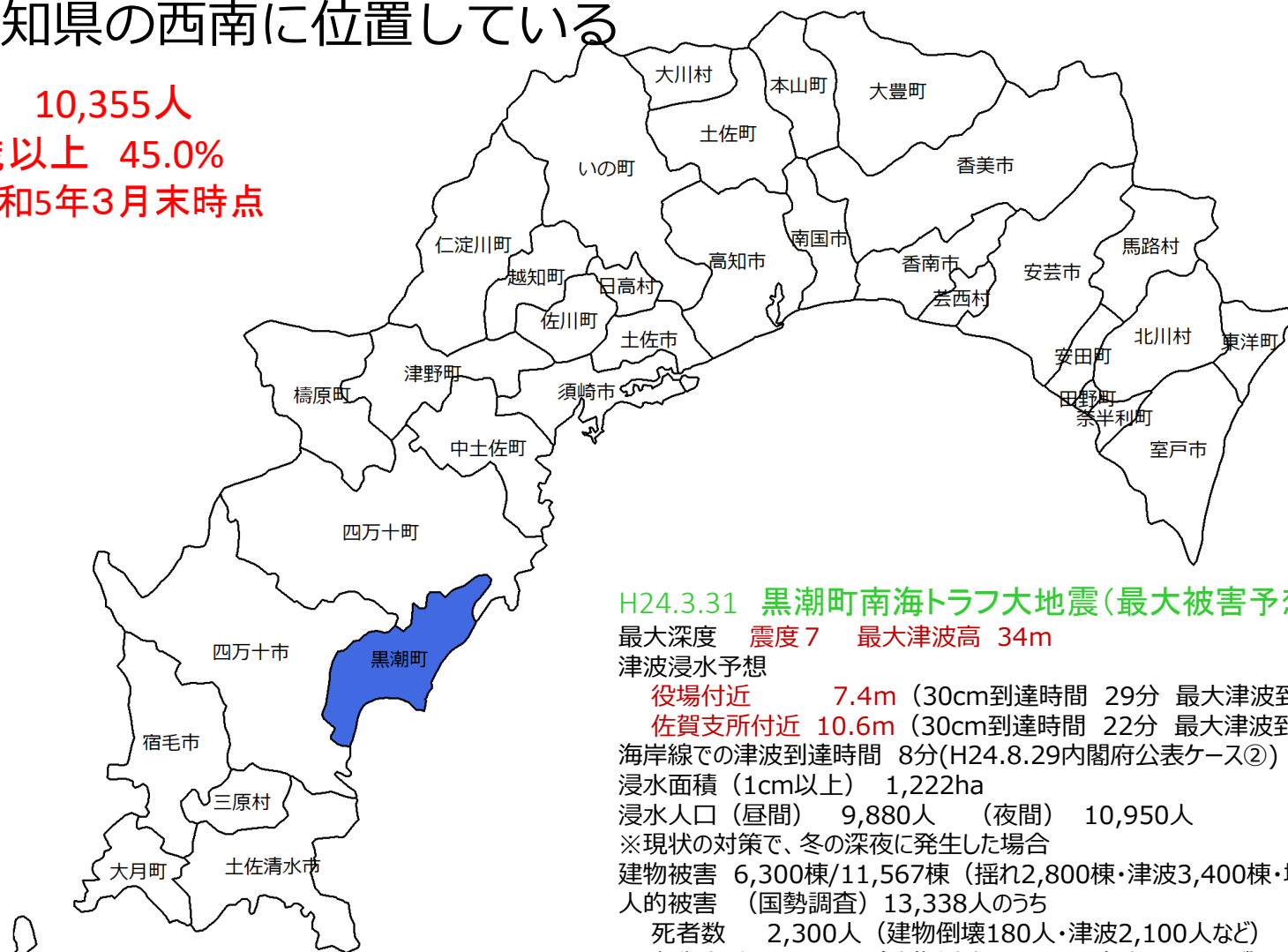
【黒潮町の概要】

⇒高知県の西南に位置している

人口 10,355人

65歳以上 45.0%

※令和5年3月末時点



H24.3.31 黒潮町南海トラフ大地震(最大被害予想値:最大値を列举)

最大深度 震度7 最大津波高 34m

津波浸水予想

役場付近 7.4m (30cm到達時間 29分 最大津波到達時間 125分)

佐賀支所付近 10.6m (30cm到達時間 22分 最大津波到達時間 35分)

海岸線での津波到達時間 8分(H24.8.29内閣府公表ケース②)

浸水面積(1cm以上) 1,222ha

浸水人口(昼間) 9,880人 (夜間) 10,950人

※現状の対策で、冬の深夜に発生した場合

建物被害 6,300棟/11,567棟(揺れ2,800棟・津波3,400棟・地震火災110棟など)

人的被害 (国勢調査) 13,338人のうち

死者数 2,300人(建物倒壊180人・津波2,100人など)

負傷者数 1,200人(建物倒壊1,100人・津波100人など)

負傷者のうち重傷者 640人(建物崩壊600人・津波40人)

モデル事業に手を上げた理由

- ・日常生活自立支援事業の利用や緊急対応が必要ではない状況での金銭管理サービスの設定による権利擁護の受け皿を広げる
- ・福祉現場で対応に苦慮している金銭管理の実情の解消
- ・将来的に成年後見へ移行するまでのつなぎのため
- ・社会福祉協議会の金銭管理事務の負担軽減

現状、この枠組みが必要かと言えば緊急的に必要ではない。しかし、今後10年、20年先を見据えると、様々な権利擁護の「カタチ」を用意しておかなければならないという危機感がある。

少子高齢化が進む海辺の小さな町では、子どもの多くは成人して県外へ出て行ってしまう。誰が支えるのか？行政ではなく、地域が支える仕組みが必要。

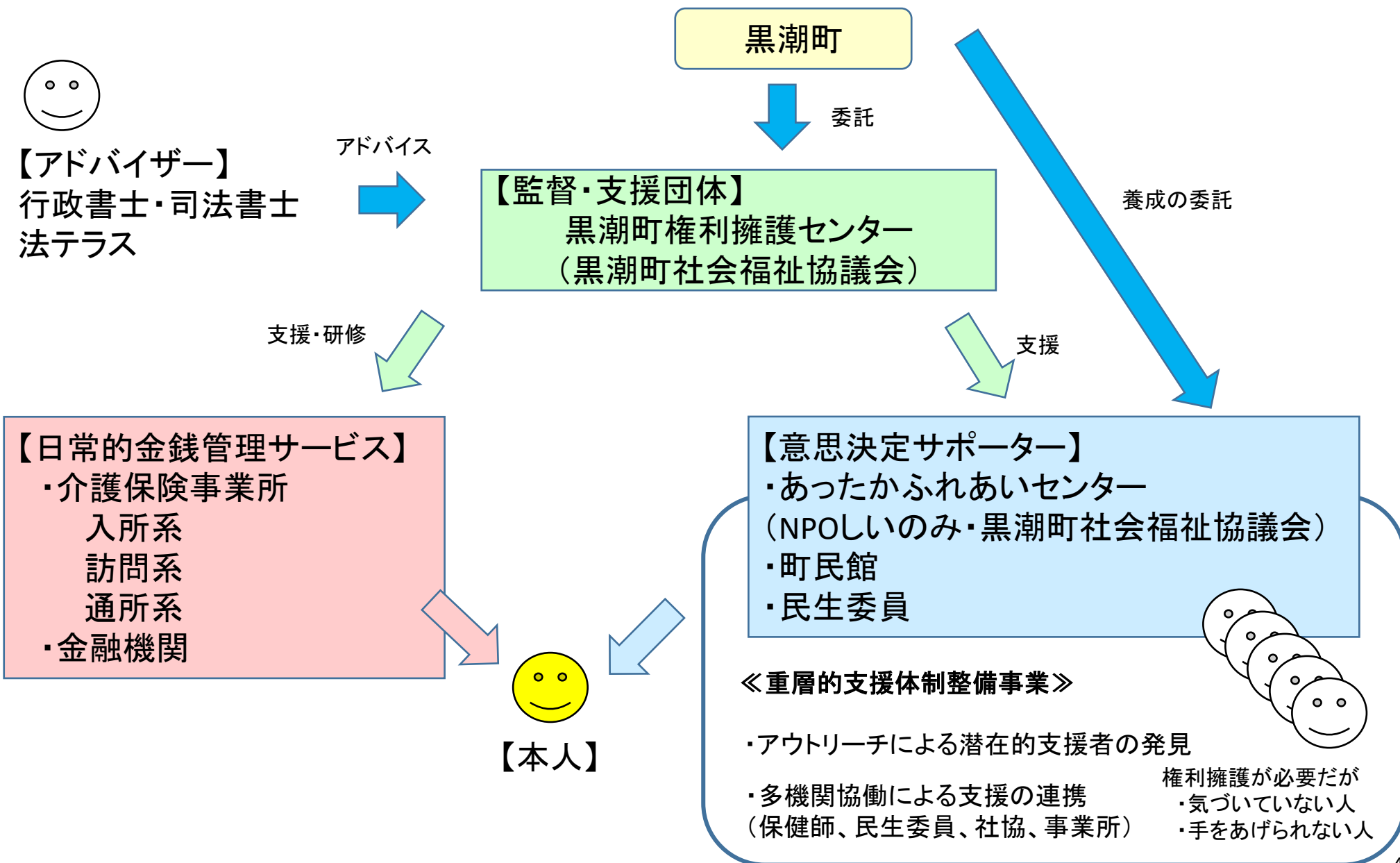
モデル事業をとおして、地域で支える権利擁護事業をつくっていきたい。



南海トラフ大地震最大被害予想値(最大津波高被害予想値34m)を突き付けられ、防災施策として「犠牲者ゼロ」を目指し、地区防災に力を注ぐ。

行政に頼らない、地域住民主体の防災。行政の役割、地域の役割、個人の役割を明確化。「防災＝福祉」という考えのもと、地域福祉を充実させていく。

〈スキーム全体〉 既存の枠組みを生かした権利擁護の持続可能な発展



黒潮町の地域資源の棚卸

・黒潮町権利擁護センター (黒潮町社会福祉協議会)

- ・司法書士 隣市に町出身者 2名
- ・行政書士 コスモス高知 町出身者 社協の権利擁護アドバイザー
- ・法テラス 隣市

年4回程度広域の権利擁護に関する協議を行う四者会を開催

※四者会：専門職団体(弁護士、司法書士、行政書士、法人後見の実施団体)、社協、市町村、県による四者会議

・居宅介護事業所	町内:3	隣市:14
・訪問介護事業所	町内:1	隣市:8
・通所介護事業所	町内:4	隣市:5
・有料老人ホーム	町内:0	隣市:2
・特別養護老人ホーム	町内:2	隣市:3
・老人保健施設	町内:0	隣市:5
・介護医療院	町内:1	隣市:4
・グループホーム	町内:4	
・認知症通所介護	町内:1	
・小規模多機能型居宅介護	町内:1	
・就労支援事業所B型	町内:2	
・障害者支援施設	町内:2	

(単位:カ所)

- ・信用金庫 1支店
- ・JA(農協) 1支店
- ・JF(漁協) 1支店
- ・郵便局 7店舗

- ・あったかふれあいセンター 6カ所
(NPOしいのみ・黒潮町社会福祉協議会)
- ・町民館 2カ所
- ・民生委員 49名(ほぼ1地区1名)
- ・保健師 6名(行政職員)
- ・包括支援センター 6名(直営)

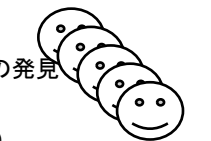
〈意思決定サポーター〉

【意思決定サポーター】

あったかふれあいセンター
(NPOいのみ・黒潮町社会福祉協議会)

《重層的支援体制整備事業》

- ・アウトリーチによる潜在的支援者の発見
- ・多機関協働による支援の連携
(保健師、民生委員、社協、事業所)



権利擁護が必要だが
・気づいていない人
・手をあげられない人

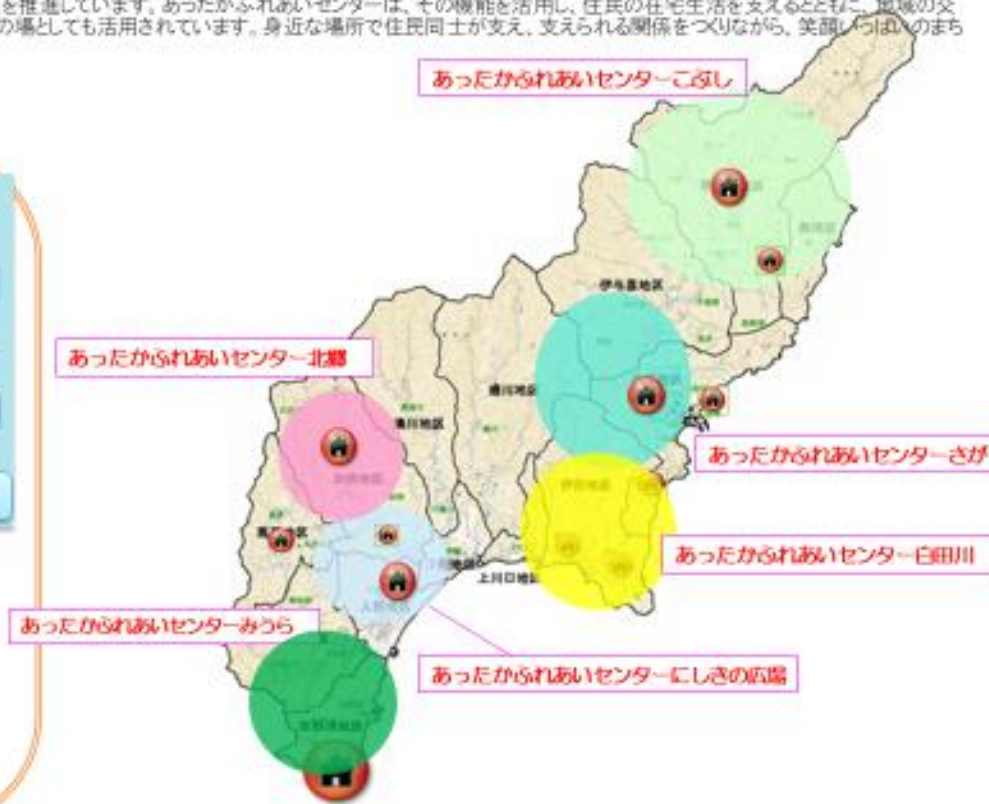
メインサポーターとして、高知県独自の地域福祉拠点である「あったかふれあいセンター」を活用予定。**重層的支援体制整備事業**の委託先にもなっている(特に、参加支援、地域づくりの担い手)。住民の身近な相談窓口として定着しつつあり、ちょっとした困りごと(役場からの文書の代読、字が小さいので拡大コピーしてほしい)にも対応。アウトリーチを重視しており、訪問回数は令和4年度で約4,000件(延べ)。SOSを出せない方や生活困窮者の発見につながっている。買い物支援(移動手段の確保)の利用者も多い。

黒潮町は特に当事業に力を入れており、令和3年度に町内6拠点を立ち上げ、ほぼ町内全域をカバーしており、「あったかの目が届いている」状況。

黒潮町あったかふれあいセンター事業 ～誰もが住み慣れた地域で安心して健康に暮らすことができるまちづくり～

黒潮町では、住民が主体となりNPOや社会福祉協議会、行政、関係機関で地域福祉に関する「13の地域(生活)課題」をまとめ、「お互いさまの心で彩る笑顔あふれるまちづくり」を基本理念とする黒潮町地域福祉計画、地域福祉活動計画を策定し、地域福祉を推進しています。あったかふれあいセンターは、その機能を活用し、住民の在宅生活を支えるとともに、地域の交流拠点として、また、一人ひとりの健康維持・介護予防といった自己啓発の場としても活用されています。身近な場所で住民同士が支え、支えられる関係をつくりながら、笑顔あふれるまちづくりを進めています。

黒潮町あったかふれあいセンターの機能図



あったかふれあいセンター事業とは・・・

①インフォーマルサービスの提供

集う サロン、デイサービス、放課後の子どもの居場所等、誰もが日中過ごすことができる事業
付加機能として、少なくとも1つは①～⑤を実施する



- ① 預かる（託児所や宅老所等、緊急時の一時預かりを行う）
- ② 働く（障がい者等の就労支援及び生活訓練を行う）
- ③ 送る（あったかふれあいセンターへの送迎を行う）
- ④ 交わる（花見や収穫祭等、他施設や団体、利用者以外の地域住民との交流）
- ⑤ 学ぶ（利用者やボランティアを対象とした講座、地域福祉の推進を目的とした勉強会等）



②地域の見守りネットワークの構築

訪問 独居高齢者や障がい者の見守りや相談活動等のために訪問する事業
相談 地域の要援護者やその家族、地域住民からの福祉サービスに関することや、日常生活での困りごとや気にかかることなどの相談に応じる事業
つなぎ 相談・訪問活動等によって発見されたニーズや課題を市町村や包括支援センター、専門機関につなぎ、連携して必要な支援に取り組む事業

③生活支援

生活課題（買い物代行や行政手続き等）に応じた支援サービスや仕組みづくり（地域での支え合いの仕組みづくり）を行う。実施にあたっては、地域の実情に応じて行うものとする。

拡張機能（新たな事業展開の実施に必要とされる機能）

- A. 泊り 緊急時に支援が必要な高齢者や障がい者等を一時的に泊めることができる事業
- B. 移動手段の確保 病院への通院等のための移動手段を支援する事業
- C. 配食 高齢者や障がい者等の食の確保、低栄養対策等を行う事業
- D. 介護予防 リハビリ専門職と連携を図り、介護予防体操の実施及び評価を行う事業
- E. 認知症カフェ 認知症の人を支える地域づくりを目指し、認知症の人やその家族、地域住民、専門職などが集い、併せて認知症に関する相談や勉強会ができる事業



■学校との連携

拳ノ川地域には、放課後子ども教室がありません。夏休み前、保護者からの相談を受け教育委員会や学校と調整。子どもの居場所として、また送迎などを実施。利用者10人



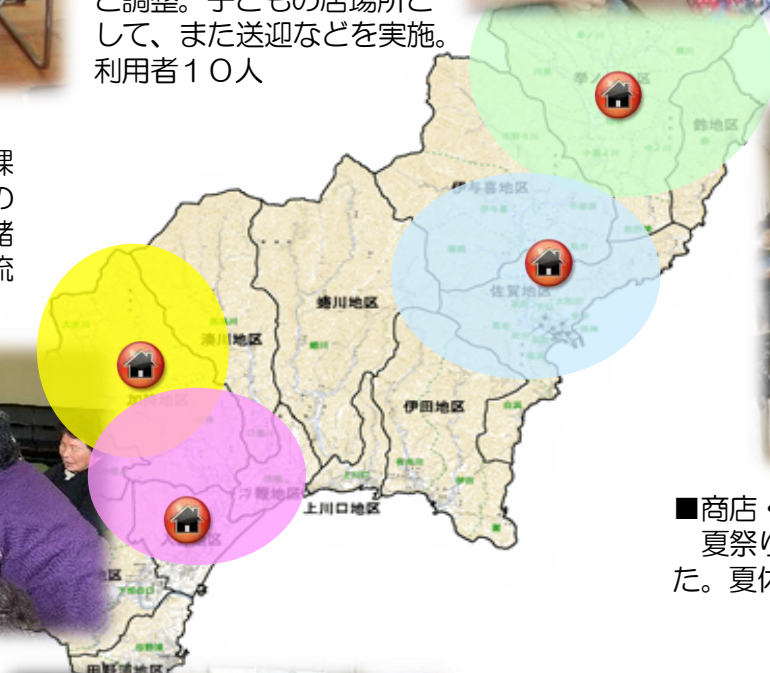
■かきせ放課後子ども教室（夏休み）

NPO法人はらからが実施する放課後子ども教室と交流。ゲームや地元のボランティアさんの手作り昼食と一緒に。お互いのことを考えながら、交流ができています。



■地元商店との連携

地域の商店に依頼し、拠点やサテライトに品物を届けてもらっています。夕飯のお惣菜や翌日の朝食、果物など、あっという間に完売します。



■子育て～食育～
簡単に自分で作ることができる朝食を提案。朝ごはんの大切さを学ぶ機会として実施
参加者18名



■商店・地域との連携

夏祭りを企画、住民と一緒に運営。大宴会となりました。夏休み、大人も6mのそうめん流しが大盛況

■ボランティア団体との連携

家の中がいっぱい・・・訪問を継続すると、妻は認知症の疑い。夫は介護が必要な状況。まだ認定は受けていない。ボランティアに声かけ、草刈、外のゴミ出し、トイレの汲み取り、通院支援。みんなで一つ一つ片付け、整理していくと、気持ちも穏やかに。安定した生活が送れています。その後も、あったかの訪問は継続され、必要な支援につながっています。

□ 介護保険事業所へのヒアリング結果(一部)

①訪問介護事業所A

1. 金銭管理の有無: 有
2. 金銭管理をしている人数: 6名 利用者72名のうち
3. 預り金の金額: 3,000円～50,000円／人
4. 金銭管理をしている理由
認知症等で本人自身の金銭管理が困難な(別居家族が支援している)ことによる「支援者の負担軽減」と「円滑な利用料の支払い」
5. その他
 - ・利用者の中に、成年後見制度利用者1名、日常生活自立支援事業利用者1名がいる。
 - ・事業所の金庫に保管

②特別養護老人ホームB

1. 金銭管理の有無: 有
2. 金銭管理をしている人数: 24名(通帳預かり) 利用者50名のうち
3. 預り金の金額: 50,000円～90,000円／人
4. 金銭管理をしている理由
病院・歯科・薬局などの支払いや利用料の引き落としのため。以前、医療機関から支払いが遅れたことによる苦情あり。家族も高齢で請求の度に振込みに行くことが大変になっている。
5. その他
 - ・事務処理が多くなるので職員の負担は大きい。
 - ・新しい制度に乗りかえるのは家族の負担になるので、今のままでも大丈夫。昔からやってきていることなので金銭管理は当たり前のことになっている。
 - ・家族へは毎月通帳残高と利用料の明細等を送付している。
 - ・対応してもらえる金融機関が限られるので(信用金庫)、ない場合は口座をつくってもらっている。

③居宅介護支援事業所C

1. 金銭管理の有無: 無

5. その他

金銭管理が必要な方がいれば社協か行政に相談している。

④特別養護老人ホームD

1. 金銭管理の有無: 有

2. 金銭管理をしている人数: 50名全員 (2～3名は通帳預かり)

3. 預り金の金額: 15,000円まで／人

4. 金銭管理をしている理由

通帳預かりの方は「利用料の支払い」。小口現金は、「買い物や病院代」

5. その他

・出納帳をつけている

・金融機関は信用金庫。他金融機関も可能だが、できれば信用金庫でお願いしている。

⑤デイサービスE

1. 金銭管理の有無: 無

5. その他

・利用料の支払いでなかなか家族の協力が得られない方もいるのは事実

・社協の金銭管理(日自と思われる)よりも簡易に利用できる制度があれば利用したい。

⑥グループホームF

1. 金銭管理の有無: 有

2. 金銭管理をしている人数: 8名全員 (通帳預かりはしていない)

3. 預り金の金額: 10,000円～100,000円／人 上限は決めてはいないが10,000円が多い。

4. 金銭管理をしている理由

買い物、病院代、おむつ代

5. その他

・出納帳と領収書を家族や後見人、社協に送付している

・後見人に相談にくい(おむつのこと等)ので、社協のようにすぐに相談できる仕組みがあれば有用である。

□ モデルケースとして検討した案件

Aさん 64歳 町営住宅在住

概況

- ・父と母は幼少期に離別し、母に育てられる。9年前に母死亡後は独居。
- ・母が世帯主の時から生活保護受給。
- ・全国の患者数140-180名程度の難病を幼少期に発症。当時は小学生まで生きられるかどうかと言われていた。
- ・中学校中退。
- ・身寄りは大阪にいる母方のおじさんのみ(80代)。帰省した際に時々様子を見てくれている。
- ・地元の病院で難病による諸所の病気や体調不良に対して対処療法的に薬をもらっている。大きな病院の受診は拒否。
- ・こだわりが強い一方、関係性ができるといろいろと話をしてくれる。母存命中に母が特養に入所していたときには、毎日お見舞いに行っていたという母思いの一面もある。
- ・町民館の相談員が定期的に訪問している。

課題の表面化

・8/28 体調が悪いと本人からおじさんにTELあり。おじさんから町民館へ相談。町民館相談員が訪問。足がパンパンに腫れており、食べても吐いてしまうとのこと。経口補水液やゼリーを買って、病院受診へ(説得に1-2時間)。

緊急入院となり、体調の回復、今後のケアの方向が定まるまで入院。療養型の施設か在宅かが今後決まる。現状、歩行が不安定で退院後移動できるかどうかは不明。介護認定の方向にはなると予想されるが、施設入所となった際の金銭管理や住宅の引き払いなどの手続きが必要。遠方にある大阪のおじさんが対応できるかは不明。在宅を希望する場合も訪問看護・介護などは必須。本人の意思決定能力あり。

【日常的金銭管理サービス】

- ・介護保険事業所
- 施設入所の場合は施設
- 在宅の場合は訪問介護事業所

【意思決定サポーター】

- ・町民館相談員



モデル事業の設計

(1) 利用者の範囲

- ・判断能力 → 契約する能力があると判断される方(監督者によるヒアリングによる判定)
- ・判断能力以外 → 身寄り(家族・親族等による事実上の支援がある方は対象外・・・同居家族が居ても、その家族からの支援が望めない場合は対象とする。
ただし、同居家族の同意は必要とする)、資産要件は設定しない。

(2) 事業者による「日常的金銭管理」の範囲と方法 ※日常生活自立支援事業との違い

- ・口座出納管理 → 金銭管理サービス事業者が実施
在宅の場合・・・通帳・銀行印の保管は行わない。小口現金のみ管理
施設入所・入院の場合・・・通帳・銀行印の保管を行う。ただし、管理対象は小口現金のみとする。
- ・取り扱い金額 → 1か月7万円以下を基準(生活扶助66,000円＋医療費4,000円の計算で、日常生活用品、病院・薬代を想定)とし、突発的な支出については、その都度監督者と協議して決定する。
- ・支払 → 定期支払(公共料金、施設費等)は、口座引き落としとする(していない場合は手続きを行う)
在宅の場合・・・原則本人(金銭管理サービス事業者が必要金額を本人に渡す)
施設入所・入院の場合・・・金銭管理サービス事業者が代行する。
- ・預金引出し → 在宅の場合・・・原則本人
施設入所・入院の場合・・・金銭管理サービス事業者が代行する。※金融機関との協議が必要

(3) 意思決定サポーターによる「意思決定支援」の範囲と方法

- ・定期訪問 → 頻度(月2回程度) 小口現金の使用状況ヒアリングを含めた生活上の困りごとなどを伺う。契約・事務手続き等が分からない、
解決できる範囲で支援を行う。
- ・同行・立会 → 規定しない(サポーターの負担軽減)が、利用者から申し出があれば同行する(別途の報償費設定)

(4) 監督者との情報共有ミーティング(月に1回)

- ・通帳の確認 → 関係性の濫用防止を目的として、不自然な支出入がないか。
- ・利用者の生活状況 → 意思決定サポーターからの報告

- ・金銭管理サービス事業者への事業給付費 月額 7,000円 ※日自、緊急的な対応の事務管理の委託料 7,900円
- ・意思決定サポーター報酬金額 訪問 1回 1,000円 ※町の講師等の謝金等の支払基準に関する規程
区分:町内協力者・助言者は3,000円(旅費含む)
月2回の訪問と1回のミーティング
- ・利用者負担額 月額 1,000円 ※類似サービス
A市:月額 1,000円 B市:1回1h 1,200円 C市:1回1h 1,500円

身寄りのない、支援者のない方の多くは生活課題を抱えている方
と想定され、利用者負担が高額になると制度を安定的に利用でき
なくなる可能性がある。
躊躇なく利用できる制度としては、月額この程度が妥当ではない
かと思われる。

・契約方法

申込 → 支援計画 → 契約

監督、金銭管理サービス事業者、意思決定サポーターとの3者契約につき、重要事項説明の際に、3者と本人による面談を実施。

本事業を利用することにより、特に意思決定サポーターの訪問活動をとおして、地域で支える権利擁護事業のカたち(地域共生社会)が生まれてくればと考える。